

開催
します! **いきいき元気塾** よりいスマイルポイント
対象事業

町 では地域包括支援センターと共催で、いつまでもいきいきと元気に暮らせるように、町内の各地区を巡回して「いきいき元気塾」(連続11回)を開催します。お誘い合わせのうえ、ぜひご参加ください。



■日程等

	鉢形地区
第1回目	7月5日(火)
第2回目	7月19日(火)
第3回目	8月2日(火)
第4回目	8月17日(火)
第5回目	9月6日(火)
第6回目	9月20日(火)
第7回目	10月4日(火)
第8回目	10月18日(火)
第9回目	11月1日(火)
第10回目	11月15日(火)
第11回目	12月6日(火)

※桜沢地区・折原地区・西部地区は実施中、用土地区・男衾地区・市街地区は10月から実施予定です。

- 時間 / 午後1時30分～3時
- 場所 / 鉢形財産区会館
- 対象 / 鉢形地区にお住まいの65歳以上の方
- 内容 / 専門スタッフによる健康体操等。1回目と10回目に簡単な体力測定を行います。
- 持参するもの / 室内用運動靴、水分補給の飲み物、タオル、体操のできる服装
- 申し込み / 不要
- 費用 / 無料
- 問い合わせ
 - 健康福祉課 (☎581・2121内線124)
 - 地域包括支援センター寄居町社会福祉協議会 (☎581・8548)
 - 地域包括支援センター埼玉よりい病院 (☎584・0062)

実施
します! **初心者向け
プリザーブドフラワー教室**

～ガラス花器の爽やかSummerアレンジ～



風 布館で夏の爽やかなデザインのプリザーブドフラワーのアレンジメントを作りましょう。初心者の方向けの簡単なレッスンなので、初めての方も安心してご参加ください。レッスン後は、風布館の手作りデザートを楽しみましょう!

- 日時
7月12日(火)、13日(水)
午前の部 10時～正午
午後の部 1時30分～3時30分
- 場所 / 日本の里風布館
- 定員 / 各回6人(計24人)(申し込み順)
- 講師 / 善本由紀氏(株式会社日比谷花壇)
- 費用 / 1,600円※ドリンク・プチデザート代込み
- 申し込み・問い合わせ
6月21日(火)から電話で受け付けます。日本の里・風布館(☎581・5341)へ。

回答はお済みですか?

経済センサス

活動調査

日本の経済の未来は、
あなたの調査票から。

6 月1日を基準日として実施している経済センサス活動調査について、5月下旬から調査員が皆さんの事業所等を訪問し、調査票の配布を行いました。

調査員から調査票を受け取られた事業所等の皆さんは、6月7日(火)までにインターネットで回答いただくか、約束した日時に調査員が訪問しますので、記入済みの調査票をお渡しください。まだ回答がお済みでない場合は、早めの回答をお願いします。

- 問い合わせ
 - ①調査全般、調査票の記入・インターネット回答の仕方…配布物に記載されているコールセンターへ。
 - ②調査員に関すること…自治防災課(☎581・2121内線372)へ。

ご提出
ください! **現況届**

児 童手当の現況届とは、毎年6月に、引き続き児童手当を受ける資格があるかどうかを確認する大切な手続きです。現在、児童手当を受給している方には、6月上旬に用紙等を郵送しますので、6月30日(木)までに提出してください。受給する資格があっても手続きを済ませていないと、6月分以降の手当が受けられませんのでご注意ください。

なお、6月中旬までに用紙が届かない場合は子育て支援課へお問い合わせください。

■現況届に必要な添付書類

- 受給者(保護者)の健康保険被保険者証等の表面のコピー
(寄居町国民健康保険被保険者、または国民年金加入者は必要ありません)
- 平成28年度(平成27年中分)課税証明書(所得・各種控除額・扶養親族等(年少扶養含む)の数が記載されているもの)
今年1月2日以降に寄居町へ転入してきた方のみが必要です。1月1日現在の住所地の役所等で証明書を発行してもらってください。配偶者が、控除対象配偶者になっていない場合は、配偶者の分も必要です。

■支給日

6月、10月、2月の各10日です。休日の場合には前日になります。平成28年度の支給日は次のとおりです。

- 6月10日(金)
- 10月7日(金)
- 平成29年2月10日(金)

■その他の届出

次のいずれかに該当される方は、印鑑等をご持参のうえ、子育て支援課で手続きをしてください。

- 出生等により、養育する児童が増えたとき
- 転入により寄居町で新しく受給することとなったとき
- 転出のときは、町へ受給事由消滅届、新しい市区町村へは認定請求書を提出してください。
- 受給者が児童を養育しなくなったとき
- 受給者が公務員(郵政各社及び国立大学法人等の職員を除く)になったとき
- 振込口座を変更するときは、支給日の1カ月前までに印鑑・通帳を持参して手続きをしてください。

■過年度の現況届について

平成26・27年度の現況届を提出されていない方は、至急提出してください。

— 児童手当受給者の皆さんへ —



■支給月額

- 所得制限限度額未満の方
 - ・0～3歳未満(一律) …15,000円
 - ・3歳～小学校修了前(第1子・第2子※) …10,000円
 - ・(第3子以降※) …15,000円
 - ・中学生(一律) …10,000円

※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童の中で数えます。

- 所得制限限度額以上
 - ・0歳～中学生(一律) …5,000円

■所得制限限度額表

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額(目安)
0人	622.0万円	833.3万円
1人	660.0万円	875.6万円
2人	698.0万円	917.8万円
3人	736.0万円	960.0万円
4人	774.0万円	1002.1万円
5人	812.0万円	1042.1万円
6人以上	限度額に1人につき38万円ずつ加算	

※実際の適用は受給者の所得額で行います(配偶者の所得は合算しません)。

また、扶養親族等の数は、16歳未満の扶養親族にかかる年少扶養控除は廃止されましたが、税法上16歳未満の扶養親族についても申告等を行うこととなり、課税情報から数を把握します(確定申告や源泉徴収票での被扶養者が、限度額の判定時の扶養親族等の数となります。課税上、被扶養者となっていない場合は扶養親族等の数にはなりません)。

■内閣府および厚生労働省のホームページでも児童手当の内容を確認できます。

児童手当 検索

■問い合わせ
子育て支援課(☎581・2121内線133・134)へ。